

公益財団法人 日本テニス協会

公認・推薦規程

(目的)

第1条 テニス愛好者が最も信頼しうるテニス用品(コート建設用品を含む)、テニス用品製造会社又は販売会社並びにコート建設会社又は供給会社を公認・推薦しテニス界の健全な発展に資する

(対象)

第2条 対象は国内製品・外国製品、国内会社及び外国会社いずれにも適用する。ボールは品物自体を公認し、テニス関連用品・テニスコートは製造・販売供給する会社自体を推薦する。

[公認] 公認会社が製造又は販売する協会指定のボール

[推薦] ラケット・ストリングス・シューズ・ウェア・ネット・ラインテープ等のテニス用品を製造又は販売する会社及びコートの建設又は供給する会社

(手続と決定)

第3条 本協会の公認・推薦を受けるには次の手続を必要とする。公認・推薦を受けようとする会社は、品名を明記し本協会あてに次の書類及び見本を添付の上申請する。

- (1) 会社概要、最新の決算報告書、P L保険証券写し
- (2) テニス用品の場合、名、希望価格、販売実績又は販売予定、製品見本、及び品質保証書。
- (3) コート建設の場合、コートの種類、構造、名称、コート見本又は写真、供給実績、及び品質保証書。
- (4) 設備の場合、設備の種類、構造、名称、設備見本又は写真、供給実績、及び品質保証書。
- (5) その他の場合、品名、市場価格、販売実績又は販売予定、製品見本、及び品質保証書。

2 決定 協会が申請を受けた場合は、本協会常務理事会に諮って決定する。

3 契約 本協会が公認・推薦を決定した場合は、相互に契約書を取り交わす。

(経費及び公認・推薦料)

第4条 公認・推薦を検定するための経費は本協会が負担する。

2 本協会より公認・推薦を受けた会社は、公認料又は推薦協賛金を支払わなければならない。

(特典)

第5条 公認・推薦を受けた会社に対し、公認状又は推薦状を、本協会会長から贈る。

2 公認状・推薦状を受けた会社は「(公財)日本テニス協会公認又は推薦」の字句を使用することができる。

3 本協会は、公認の商品名及び会社名、推薦の会社名をその希望により本協会発行の全国行事のプログラム、または発行物等又ホームページに掲載しこれを公表する。

4 本協会は、需要者から照会があったときは公認・推薦した商品又は会社を紹介するものとする。

(公認)

第6条 公認は国際テニス連盟(第3条並びに付則)によるボールテスト方法に合致したボールを公認する。ただし、外国検査データの受け入れ及び外国検査機関の活用ができる。

(公認ボールの使用)

第7条 本協会が主催するトーナメント及び試合には協会公認ボールの中から選定し使用する。ただし、デビスカップ・フェドカップ試合等他の規則があるものを除く。

2 公認ボール以外のボールを使用して行われた国内トーナメント及び試合の実績は、本協会の公式記録に採用しない。

(公認料)

第8条 公認料は、基本公認料と使用量に応じた大会公認料(大会使用球公認料)と区分する。その基本公認料金は別表1に定める。

2 基本公認料は毎年4月に、大会使用球公認料は当該年度2月に支払うものとする。その料金は別表2に定める。

(推薦)

第9条 信用あるテニス用品製造又は販売会社及びコート・設備建設会社又は供給会社を審査し推薦する。

(推薦の審査)

第10条 本協会は、必要に応じ役員を派遣して推薦会社又はコート・設備建設現場に立ち合わせることができる。

2 本協会は、テニス用品製造又は販売会社及びコート・設備建設会社又は供給会社に対し、その製造又は工事に必要な研究資料を提供し、品質改善に資することができる。

(推薦料)

第11条 推薦料金は別表3に定める。

2 推薦料は毎年4月に支払うものとする。

(公認・推薦の期間)

第12条 公認・推薦の期間は4月1日より翌年3月31日とする。

(公認・推薦の継続と辞退)

第13条 次年度の公認・推薦は自動継続とする。次年度以降公認・推薦を辞退する場合は、前年度12月末日までに会社は辞退届けを本協会へ提出する。

(警告及び公認・推薦の取消し)

第14条 公認・推薦を受けた会社が、目的に反する行為又はこれを悪用したことが判明した場合は、警告又は公認・推薦を取り消し公表することができる。

2 製品又は工事の改良等について努力不足が認められた場合は、警告又は公認・推薦を取り消すことができる。

(改正)

第15条 本規程の改正は理事会の承認を要する。

附 則

1 この規程は平成26年4月1日より適用する。

昭和42年3月24日 制定
昭和50年6月25日 改定
昭和56年6月 5日 改定
昭和61年6月 5日 改定
平成16年3月24日 改定
平成26年4月 1日 改定